

# 地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要

総務省自治税務局 市町村税課

## 1 改正理由

○平成 24 年度税制改正により勤続年数 5 年以内の法人役員等の退職金（以下「特定役員退職手当等」という）について 2 分の 1 課税が廃止された（H25. 1. 1 施行）

○これに伴い、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 50 条の 7 及び第 328 条の 7 の規定が改正され、退職所得申告書の記載事項として、特定役員退職手当等に関する事項が追加されることとなったため、省令様式を次のように改正するもの。

## 2 改正内容

イ 平成 25 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき退職手当等に係わる退職所得申告書の記載事項として、支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間（特定役員等退職手当等に係る勤続期間）が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載する。

ロ イによる記載欄の追加に対応して所要の改正を行う。

※第 5 号の 9 様式は、所得税における退職所得の受給に関する申告書と一体として用いられているものであり、その内容も完全に一致させているもの

## 3 施行期日

平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

改正後の地方税法施行規則第 5 号の 9 様式は、平成 25 年 1 月 1 日以後に提出する地方税法第 50 条の 6 第 1 項第 1 号及び第 328 条の 6 第 1 項第 1 号に規定する退職所得申告書について適用する。